

消費生活相談のあれごれ

No.57

発行:東澳西部広域行政事務組合

消費者契約法

消費者と事業者が契約する場合、両者には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。 このような状況を踏まえて消費者の利益を守るために、平成 13 年 4 月 1 日に「消費者契約法」が 施行されました。その後、高齢化の進展をはじめとした社会情勢の変化等に対応した改正法が平成 29年6月3日に施行されました。

改正の一例として、「受け取った商品にいかなる不具合があったとしても、キャンセルは一切で きない」というような契約条項は、消費者の利益を不当に害する条項として条項無効となるという 内容が盛り込まれました。

このような法律を基にして、相談窓口では消費者トラブルの解決のお手伝いをしています。 契約の際に何かおかしいと思われましたら、お気軽にご相談ください。



ほんと一に こんな相談ありました



大学を卒業し働き始めたが、仕事が合わずに半年で退職 した。その後、資格を取ろうと専門学校に申し込んだが、 それも続かなかった。今は正社員として働いているが、 以前の引越費用や、生活費の不足分を借金しており、そ の返済のせいで生活が苦しい。実は奨学金も借りており、 その返済は止めてもらっている。今後どうしたらいいか。

借金に関する相談も、消費生活相談で受け付けています。債 務整理は最終的には法律の専門家に依頼することになります が、その前に借金問題を解決するための様々な方法や情報を お伝えできます。借金の原因に消費者トラブルがあれば、窓 口が解決のお手伝いをできる場合があります。

6月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■ 11111111	17 件
訪問販売	ш	4 件
訪問購入	0 件	
通信販売		26 件
連鎖販売	0 件	
電話勧誘	Ш	5 件
送り付け商法	1	1件
無店舗販売	0 件	
不明・無関係	111111111	9件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00

相談料/無料

談/原則予約制

予 約/相談を受けたい窓口

※原則、相談は住居地ですが、 住居地以外の窓口を利用することもできます

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業